Ⅷ　生産農業所得の部

解　説

この項には、各種生産量調査及び各種の農産物価格関係調査の結果を基礎として計算した農業産出額と生産農業所得に関する統計を掲載しています。

1　生産農業所得の概要

この統計は都道府県を推計単位(平成18年以前は市町村を推計単位)とし、毎年1月1日から12月31日までの1か年間における農業生産の実態を価値量的な面から解明して、農政の企画立案等のための基礎資料を作成することを目的としています。

なお、ここで規定する生産農業所得とは農業純生産であって、具体的には当該年(暦年1か年間)に農業生産によって新たに生み出された付加価値です。また、農業的サービス業に属するものは計算の対象外としています。

2　定義及び用語の解説

推計方法

生産農業所得の推計は、農産物の生産量に農家の庭先価格を乗じて農業産出額を計算し、農業産出額からその生産のために投入された物的経費を控除して推計する方法を採用しています。

(1) 農業産出額

・農業産出額＝個別農産物の産出額＋個別加工農産物の産出額

・個別農産物の産出額＝個別農産物の生産数量×個別農産物農家庭先価格

注1:　個別農産物の生産数量＝個別農産物の収穫量－個別農産物のうち中間生産物たる種子、飼料等の数量

注2:　中間生産物の販売については、推計単位の変更により他都道府県に販売したものを産出額として計上しています。(平成18年以前は、他市町村販売分を計上)

注3:　本書には全国を推計単位とした農業総産出額(全国)は掲載していません。

・個別加工農産物の産出額＝(個別加工農産物生産量×個別加工農産物農家庭先価格)－(個別加工農産物原料数量×個別加工農産物農家庭先原料価格)

(2) 生産農業所得

・生産農業所得＝農業産出額×所得率＋経常補助金等

経常補助金等とは、経営所得安定対策及び中山間地域等直接支払交付金等。

注:　所得率は農業経営統計調査結果から次の算式により求めています。

・所得率＝{農業粗収益－(物的経費＋経常補助金等)}÷(農業粗収益-経常補助金等)×100

・生産農業所得率＝生産農業所得÷農業産出額×100